

新型コロナウイルス感染症拡大の影響による実行団体との諸対応に関する FAQ

2020年4月22日版 JANPIA作成

Q1. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業計画等の内容が変わる可能性があります。現時点で契約

未締結の場合は、締結後に計画変更を協議するという流れとなりますか。

A. 実行団体の状況を踏まえ契約締結が可能となったら、順次契約締結を進めていただければと思います。計画変更等については、契約後に事前評価を進める中で協議いただきます。その結果、修正等が生じた場合には覚書を締結いただくこととなります。

Q2. 事業計画が変更となる場合、給与や管理費等を執行しながらも、当初想定した成果が出ないことも考えられ

ます。合理的な努力や対処により、その支出は認められるでしょうか。具体的には、業務日誌や事業成果達成を目指した業務実施等の記録を蓄積することを考えております。あるいは、資金提供契約第20条第1項に準じ「適切かつ確実な実施が困難」として選定の取消し又は本事業の停止となるものでしょうか。

A. 現在、新型コロナウイルス感染症拡大の状況が継続していることにより、休眠預金活用事業運営への影響が各所に出ていると認識しております。資金分配団体の皆様をはじめ関係者からの情報収集に努めつつ、合理的な対応が取れるよう隨時検討をしながら進めてまいります。ご照会の給与や管理費等の支出については、事業計画等に沿って運用を進めようにも緊急事態宣言が発出される等の現況下では、それを実現できない社会全体の状況があるので、ご質問の通り合理的な努力がなされたならば当然認められるものとなります。合理的な努力をした情報の蓄積という点については、休眠預金という資金の特性を踏まえると、ぜひお願いしたいところでございますので、ご対応のほどよろしくお願いします。

Q3. 資金提供契約を締結し事業開始後、どこかのタイミングで、実行団体から修正事業計画・資金計画を提出してもらう必要があると思われます。それは資金分配団体ごとの判断となりますか。

A. 計画書類の変更是、資金提供契約に紐づいておりますので、軽微な変更以外では、覚書の締結が必要となります。書類については、団体限定公開ページの「手引き・書式ダウンロード>実行団体関連>契約書関連」をご参照ください。<https://www.janpia.or.jp/dantai/>

なお、Q2への回答で記載しておりますとおり、今回休眠預金活用事業への全体的な影響がどの程度となるかなども情報収集を行いながら、皆様の業務運営上支障が生じる部分等への具体的対応案などについて検討を行い、その結果を踏まえて全体的にガイドライン等をお示しするか、あるいは個々の資金分配団体ごとの対応でも問題がない影響範囲のものとなるかは、判断の上お示しする予定です。

Q4. 事前評価は、事業計画が変化する場合も、当初計画の事業内容を想定した評価活動を行えばよいでしょうか。

A. 契約後1ヶ月以内に、実行団体の事前評価報告書を提出いただくこととなります。事業の実施前に事業の妥当性を改めて確認し、必要に応じて事業計画の修正や加筆などもあることでしょう。新型コロナウイルス感染症拡大の影響で調査ができない場合等は、他の測定方法が可能なのか、ベースライン調査として必須であるため状況が改善された後に調査すべきであるのか等、個別の事情において事前評価の内容をご検討ください。評価結果により計画の修正は発生すると想定しております。その結果を踏まえて報告いただければと思います。

Q5. 実行団体から資金分配団体への事前評価報告の提出日は、状況に応じて延長を認めてよろしいでしょうか。

A. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況などによっては、1ヶ月以内の報告ということが現実的ではないと考えられる状況となることも予想されます。遅れが生じる場合には、その進捗状況をJANPIAの担当POまでご連絡をいただき、ご報告のタイミング等についてはご相談させてください。なお、資金分配団体の提出時期は、実行団体の提出後1ヶ月内です。

Q6. 今期の事業全体のスケジュールの変更（事業期間の延長、事業開始時期を順延）は可能でしょうか。

A. 現時点では、事業全体のスケジュールは当初計画通り進められるよう最大限の注意を払いつつ、皆様と連携をしながら進めているところであります。そのため、現状では全体スケジュールの変更自体が可能であるか、検討は行っていません。一方、Q2でご説明の通り情報収集を行っているところでもあり、その結果、事業全体のスケジュールに大きく影響が生じる可能性がある場合等については、どのように対応するかについては、所管省庁とも連携の上、対応の要否なども含めて幅広に論議が必要であると考えております。